

## 国民健康保険未就学児均等割保険税県負担金交付要綱

### (趣旨)

第1条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第72条の3の2第3項の規定に基づく県負担金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この負担金は、市町村が行う国民健康保険における未就学児である被保険者が属する世帯の保険税負担の軽減を図ることを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 この負担金は、法第72条の3の2第1項の規定に基づいて市町村が行う国民健康保険特別会計への繰入れ事業を交付の対象とする。

### (交付額)

第4条 この負担金の交付額は、法第72条の3の2第1項の規定による繰入金の4分の1に相当する額とする。

### (申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出時期は、別に定めるものとする。

### (変更申請手続)

第6条 この負担金の交付決定後の事情変更により申請の内容を変更して追加交付等の申請を行う場合には、様式第2号の申請書により別に定める期日までに提出するものとする。

### (記載事項等)

第7条 規則第4条第1項第3号に掲げる事項は、記載を要しない。

2 規則第4条第2項各号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

### (交付決定通知書の様式)

第8条 規則第7条の交付決定通知書及び変更交付決定通知書の様式は、様式第3号及び第4号のとおりとする。

(概算交付)

第9条 知事は、規則第5条の規定により交付決定した額を概算払の方法により交付するものとする。

(実績報告書の様式等)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書の提出時期は、別に定めるものとする。

(負担金の額の確定通知書)

第11条 知事は、規則第14条の規定により負担金の額を確定したときは、様式第6号の確定通知書を交付するものとする。

(書類の整備等)

第12条 市町村は、当該事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

（元号） 年度国民健康保険未就学児均等割保険税県負担金交付申請書

第 号  
（元号）年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

市町村の名称及び所在地

代表者の職・氏名

国民健康保険法第72条の3の2第3項の規定に基づく（元号） 年度国民健康保険未就学児均等割保険税県負担金の交付を受けたく、次のとおり申請します。

記

交付申請金額 （繰入金額×1/4）	金 円
繰入金額	金 円

保険者番号		保険者名	
-------	--	------	--

様式第2号（第6条関係）

（元号） 年度国民健康保険未就学児均等割保険税県負担金変更申請書

第 号  
（元号）年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

市町村の名称及び所在地

代表者の職・氏名

（元号） 年度国民健康保険未就学児均等割保険税県負担金については、（元号） 年 月 日付け国医第 号で交付決定を受けたところですが、その後の事情変更により交付額を次のとおり変更されたく申請します。

記

変更申請金額 （繰入金額×1/4）	金	円・・・①
繰入金額	金	円
既交付決定額	金	円・・・②
差引今回所要額 （①－②）	金	円

保険者番号		保険者名	
-------	--	------	--

様式第3号（第8条関係）

（元号） 年度国民健康保険未就学児均等割保険税県負担金交付決定通知書

国医第 号  
（元号）年 月 日

様

埼玉県知事 （公印省略）

（元号） 年度国民健康保険未就学児均等割保険税県負担金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 支払方法 概算払

様式第4号（第8条関係）

（元号） 年度国民健康保険未就学児均等割保険税県負担金変更交付決定通知書

国医第 号  
（元号）年 月 日

様

埼玉県知事 (公印省略)

（元号）年 月 日付け国医第 号で交付決定の通知をした（元号）年度国民健康保険未就学児均等割保険税県負担金については、（元号）年 月 日付け 第 号変更申請に基づき、決定内容の一部を次のとおり変更することに決定したので通知します。

記

- 1 変更交付決定額 金 円  
（うち追加等交付決定額）（金 円)
- 2 支払方法 概算払

様式第5号（第10条関係）

（元号） 年度国民健康保険未就学児均等割保険税県負担金事業実績報告書

第 号  
（元号）年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

市町村の名称及び所在地  
代表者の職・氏名

国民健康保険法第72条の3の2第3項の規定に基づき交付を受けた（元号）年度国民健康保険未就学児均等割保険税県負担金に関する事業実績につき次のとおり報告します。

記

県負担額（繰入金額×1/4）	金	円・・・①
繰入金額	金	円
繰入年月日	（元号）年 月 日	
受入済額	金	円・・・②
差引（①－②）	金	円

保険者番号		保険者名	
-------	--	------	--

様式第6号（第11条関係）

（元号） 年度国民健康保険未就学児均等割保険税県負担金交付額確定通知書

国医第 号  
（元号）年 月 日

様

埼玉県知事 （公印省略）

（元号）年 月 日 第 号で交付決定した（元号）年度国民健康保険未就学児均等割保険税県負担金については、下記のとおり確定したので通知します。

記

1	確定金額	金	円
2	交付済額	金	円
3	返還金額	金	円